

第二章 地域コミュニティづくりの推進

第一節 地域コミュニティづくりの推進

主たる担当課

地域コミュニティ活性化に向けた取り組みの推進

82001

市民活動支援課

第一節 地域コミュニティづくりの推進

現状と課題

- 少子高齢化をはじめとした社会環境の大きな変化によって、多様化・複雑化したさまざまな地域の課題や地域住民からの要望が生じてきていますが、今まで家庭や地域が持っていた自助・共助の機能が、地域での共同意識の希薄化や少子高齢化などによって低下してきています。そのため、これら地域の課題や要望に、今まで公助で担ってきた部分も含めて、行政だけで対応し解決していくことは困難な状況にあり、地域と協働して課題を解決していくための総合的な取り組みが求められていますが、その取り組みは各部署と各市民活動団体との間で事業ごとに行う縦割りの構造となっています。
- また、地域の中では、これまで自治会や町内会、まちづくり協議会が中心となって地域のコミュニティ活動に取り組むとともに、地区社会福祉協議会などの新たな分野別のコミュニティ組織や地域に限定されないNPOなどの市民活動団体が、それぞれの専門性をいかして多様な活動を展開してきたところです。しかし、地域での共同意識の希薄化や地域活動の担い手の高齢化によってコミュニティ活動が衰退してきている中、地域を取り巻くさまざまな課題を一つの団体が包括的に対応することや個別の取り組みで解決することが困難な状況となっています。
- そのため、市では、平成25年度に「地域コミュニティ活性化基本方針」を策定し、地域のコミュニティを活性化させるしくみとして、地域会議の必要性を示しました。地域会議を、自治会やまちづくり協議会、地区社会福祉協議会、市民活動団体などの多様な主体が集まる場として位置づけ、平成26年度からモデル地区を設定しながら取り組んでいます。
- 今後も、より地域のコミュニティ活動が活発に行われるよう、自治会やまちづくり協議会の活動を支援していくとともに、コミュニティ施設を有効活用しながら、それぞれの地域にあったコミュニティづくりを進めていく必要があります。

施策の展開

○地域コミュニティ活性化に向けた取り組みの推進

82001

地域コミュニティを活性化するため、地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、自治会やまちづくり協議会、地区社会福祉協議会、市民活動団体、事業者などの多様な主体と連携するしくみとして「地域会議」の設置に取り組みます。

目標・指標

目標 【82001】 地域コミュニティを活性化する取り組みが展開されている。

指標名（指標の説明など）	現況値	目標値
	平成26年度	平成33年度
地域会議の設置数 82001	1か所	11か所